

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根荒屋敷3番地1

氏名 有限会社共同産業 代表取締役 高橋 優

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

県南広域振興局長 細川 倫史



許可の年月日 平成30年10月7日

許可の有効年月日 平成35年10月6日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・鉱さい
- ・がれき類
- ・動物のふん尿
- ・ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

有

取扱う産業廃棄物（自動車等破砕物であるものを除く。）

- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず

以下余白

(以下、裏面記載)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ別表のとおり
以下余白

3. 許可の条件
以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和57年10月 7日 当初許可

平成5年10月 7日 更新許可

平成7年8月 1日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に燃え殻、廃産、廃アルカリ、木くず、動植物性残さ、鉋さい、ばいじんを追加したこと。）

平成10年10月 7日 更新許可

平成13年5月15日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に紙くず、繊維くずを追加したこと。）

平成14年9月 6日 事業範囲の変更許可（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）の積み替え・保管を追加したこと。）

平成15年10月 7日 更新許可

平成17年3月28日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に廃油、動物のふん尿を追加したこと。）

平成19年5月 2日 変更届出書受理（保管施設の概要を変更したこと。）

平成20年10月 7日 更新許可

平成25年10月 7日 更新許可

平成30年10月 7日 更新許可

以下余白

5. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白



別表（保管施設の概要）

所在地：岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根街道下47番1、48番1、49番1、55番1、56番1

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎥)	保管重量 (t)	備考
廃プラスチック類	—	38.88	34.99	—	屋内 コンテナ24個
木くず	—	9.72	8.75	—	屋内 コンテナ6個
金属くず	—	14.58	13.12	—	屋内 コンテナ9個
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	—	1.62	1.46	—	屋内 コンテナ1個
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）	—	21.1	18.95	—	屋内 コンテナ13個
紙くず	—	6.48	5.83	—	屋内 コンテナ4個
繊維くず	—	4.86	4.37	—	屋内 コンテナ3個

以下余白